

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 健康福祉本部 医務課

法令名	保健師助産師看護師法施行令	法令番号	昭 28 年政令第 386 号		
手続名	看護師等養成所、准看護師養成所の指定の取消し	根拠条項	第 16 条、第 20 条		
処分基準	<p>保健師助産師看護師法施行令（昭和 28 年政令第 386 号） （指定学校養成所に対する報告の徴収及び指示） 第 15 条 行政庁は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。 2 行政庁は、第 11 条第 1 項に規定する<u>主務省令で定める基準</u>に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>（指定学校養成所の指定の取消し） 第 16 条 行政庁は、指定学校養成所が第 11 条第 1 項に規定する<u>主務省令で定める基準</u>に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第 2 項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。 2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>（準用） 第 20 条 第 16 条第 1 項の規定は、第 18 条の指定を受けた准看護師養成所について準用する。第 16 条第 1 項（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">下線の主務省令で定める基準は次のとおり。</p> <p>保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年 文部省・厚生省令第 1 号） 第 2 条（保健師学校養成所の指定基準） 第 3 条（助産師学校養成所の指定基準） 第 4 条（看護師学校養成所の指定基準） 第 5 条（准看護師学校養成所の指定基準）</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	医務課	交付機関
				目次	